

U.S. Law Update

2018年8月 No.38

トランプ政権下における企業結合に対する米国競争法エンフォースメントの動向～AT&T Time Warner 事件をはじめとして

弁護士 塚本 宏達
弁護士 大久保 涼
弁護士 達本 麻佑子

はじめに

米国では、Clayton Antitrust Act (「クレイトン法」) 第7条により、競争を実質的に減殺し又は独占を形成するおそれがある企業結合は禁止されており、また、反競争的效果のある企業結合は、連邦取引委員会 (「FTC」) 法第5条により禁止される不公正な取引方法に該当するものとされる可能性があります。これらの実体法規制に違反する企業結合を取り締まる手段として、Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act (「HSR法」) において、一定の売上又は資産規模及び取引規模の企業結合については、FTC 及び連邦司法省 (「DOJ」) に対して届出を行うことが義務付けられています。届出受理から30日間は、M&A取引の実行が禁止され、当該30日の間に競争当局から更なる資料請求 (いわゆるセカンドリクエスト) が行われた場合、当該禁止期間は延長されます。また、DOJ・FTC は、クレイトン法又はFTC法違反の行為について差止命令を求めて提訴する権限を有しています (FTC は、審判手続により排除措置命令を行うこともできます)。もっとも、通常は、DOJ 又は FTC が、特定の企業結合取引についてクレイトン法又はFTC法上問題があると判断した場合、取引当事者と交渉を行って、競争法上の懸念を解消するため一定の事業又は資産を処分する等の条件を付した上で、企業結合を承認する旨合意することが一般的です。

米国では、ここ数年間、競争当局がM&A取引に干渉する事例が多くなっています。共和党政権下では競争法の執行が緩やかになる例が多いことから、トランプ政権への交代に際してM&A取引に競争当局が干渉する例も少なくなるのではないかと予想されていましたが、トランプ政権への交代後も、以下に述べるとおり、競争当局はM&A取引に関して活発に摘発を行っています。

クロージング後の事業/資産処分要求 – Parker Hannifin による Clarcor の買収

(1) 事案の概要

2016年12月、航空機等の制御技術メーカーであるParker Hannifin Corporation (「Parker Hannifin」) は、フィルターメーカーであるClarcor Inc. (「Clarcor」) の買収計画を発表しました。Parker Hannifin は本買収についてHSR法上の届出を行い、DOJ がセカンドリクエストを行うことなく待機期間が満了したため、2017年2月に本買収を実行しました。ところが、2017年9月、DOJ は、業界団体の規制に適合する航空燃料濾過システムを米国で販売しているのはParker Hannifin と Clarcor のみであり、本買収によって航空燃料濾過システム市場における過度の市場占有

が生じるとして、クレイトン法第 7 条の違反を理由に、Parker Hannifin 又は Clarcor の航空燃料濾過システム事業の売却を求めてデラウェア州連邦地方裁判所に提訴しました¹。これを受けて、Parker Hannifin と Clarcor は DOJ と交渉を行い、2017 年 12 月、Parker Hannifin が航空燃料濾過システム事業を売却することで和解しました。

(2) DOJ が提訴に至った理由

DOJ の提出した訴状において、Parker Hannifin の内部メールに航空燃料濾過システム事業について競争法上の懸念があり得る旨記載されていたことが指摘されており、また、DOJ は、Parker Hannifin が、DOJ の調査において十分な情報を提供しなかったこと、Clarcor の航空燃料濾過システム事業を DOJ の調査の間分離しておくことに合意しなかったことから本件提訴に至ったとしています。Parker Hannifin と Clarcor の航空燃料濾過システム事業は、年間売上が 2,000 万ドル弱という、約 43 億ドルの買収額からすると比較的小規模な事業でしたが、本件は、競争法上問題のある取引については小規模なものであっても看過しないという DOJ の姿勢を示すものであるといえます。

(3) クロージング後に競争当局が事業又は資産の処分を要求した他の事案

2017 年 12 月、民間航空機用制御システムを製造する TransDigm Group Inc. (「TransDigm」) は、DOJ との間で、TransDigm がタカタ株式会社から同年 2 月に買収した航空旅客安全制御事業を第三者に売却することで合意しました。DOJ は、本買収により、商業航空機用制御システムメーカーである TransDigm の子会社の唯一の競合先を TransDigm が買収することになり、過度の市場占有が生じるとしました。本件は、HSR 法上の事前届出が不要な取引でしたが、DOJ が取引実行後に買収した事業の売却を求めたものでした。

また、同様に、2017 年 12 月、FTC は、義肢メーカーである Otto Bock HealthCare North America, Inc. (「Otto Bock」) が同業者である FIH Group Holdings, LLC (「FIH」) を同年 9 月に買収した件について、FTC 法第 5 条等の違反を主張して審判を開始しました。FTC は、Otto Bock はマイクロプロセッサ膝義足のトップサプライヤーであり、FIH はその重要な競合先であったことから、本買収によって過度の市場占有が生じるとしました。本件も、HSR 法上の事前届出が不要な取引でしたが、FTC が買収完了後に異議を申し立てたものでした²。

これらの事例が示すとおり、米国の競争当局は、HSR 法上の届出義務なくクロージングが完了した取引や、HSR 法上の届出後の待機期間を経てクロージングを完了した取引であっても、競争に悪影響を及ぼすと考えられる取引については積極的に摘発を行っています。

構造的問題解消措置としての広範な資産処分 – Bayer による Monsanto の買収

(1) 事案の概要

2016 年 9 月、ドイツの製薬・化学品メーカーである Bayer AG (「Bayer」) が、米国の種子・農薬メーカーである Monsanto Company (「Monsanto」) を買収することで両社が合意した旨公表されました。Bayer は種子及び農薬の研究開発及び販売を行っており、Monsanto も同様の事業を行っていたことから、競争法上の懸念があるとして、Bayer と Monsanto は DOJ との間で交渉を行い、2018 年 5 月、Bayer が事業及び資産の一部をドイツの化学品メーカーである BASF SE (「BASF」) に売却することで、DOJ が本買収を承認する旨の合意を行いました。

Bayer が売却に合意した事業及び資産の額は約 90 億ドルであり、約 620 億ドルという買収価格の約 14%に及び、これまでに DOJ が企業結合審査において要求した資産処分の中で最大のものでした。以下で述べるとおり、本件では、

¹ 日本の独占禁止法上は、公正取引委員会が企業結合について独占禁止法上問題がないと判断した場合、排除措置命令を行わない旨の通知が出されますが、米国の競争法上は、競争当局がセカンドリクエストを行うことなく HSR 法上の待機期間が満了した場合も、競争当局が競争法違反を理由に提訴することが可能となっています。

² 本件では、Otto Bock は FTC と和解しておらず、現在も審判手続が継続しています。

当事会社が直接の競合関係にない事業に関しても、相当広範囲にわたる資産処分が行われているという特徴があります。

(2) 非競合事業にかかる資産処分

本件では、競争法上の懸念のある分野にかかる資産が一つの独立した事業となっているのではなく、複数の事業に分散していました。DOJ は、BASF が合併後の Bayer と Monsanto の有効な競合相手となるよう、完全に独立した事業を BASF に移転することを重視しており、Bayer と Monsanto との間で重複する事業に属する資産だけではなく、当該重複する事業にとって重要な補完性を有する資産についても BASF に売却することを命じました。

(3) 構造的問題解消措置の重視

競争当局が競争法上の懸念を解消するために合併当事会社に命じる問題解消措置としては、合併後の会社が一定の価格で製品を販売することを約束するなど、特定の事業活動を行う又は行わないことを約束する、行動的問題解消措置 (conduct remedy、behavioral remedy) と、当事会社が一定の事業や資産を売却する構造的問題解消措置 (structural remedy) の二種類があります³。トランプ政権下で任命された DOJ の競争法部門のトップである Assistant Attorney General の Makan Delrahim 氏は、行動的問題解消措置の有効性に疑問を呈し、構造的問題解消措置に重点をおくべきであるという見解を示していました。

本件では、直接の競合関係にある会社同士の合併 (水平合併) という性質だけでなく、Monsanto が種子事業を行い、Bayer が種子消毒薬事業を行っていたことから、原材料の販売者と製造者など、当事会社間の事業に「川上・川下」の関係が存在する垂直合併という性質を有していました。また、DOJ は、Bayer と Monsanto が共に種子業界における研究開発を牽引する存在であったことから、本件が技術革新に及ぼす影響について懸念を示していました。この点、これまで垂直合併や技術革新に関する競争法上の懸念を解消するための措置としては、行動的問題解消措置が命じられることが一般的でした⁴。これに対して、本件では、Bayer は種子消毒薬事業の一部の資産を BASF に売却することに同意し、また、米国内で Bayer と Monsanto が直接の競合関係にはない種類の作物に関するものも含め、Bayer の研究開発部門の資産を BASF へ処分することとされており、DOJ が構造的問題解消措置を重視していることを示すものと言えます。

(4) 問題解消措置の実効性確保

DOJ との合意において、BASF は本件のクローリングから 1 年以内に、Bayer から譲渡を受けた事業の運営に合理的に必要な資産を追加で特定することができ、DOJ は Bayer に対して当該資産を BASF に売却するよう要請することができるものとされています。これは、これまで DOJ が合併当事会社と行った合意では見られなかったものであり、BASF が譲渡を受けた事業を実際に運営した後で追加の資産譲渡を要請できるとすることにより、BASF が合併後の Bayer ・ Monsanto の有効な競合相手となることを確実にするための規定です。

垂直合併の禁止を求めての提訴 – AT&T による Time Warner の買収

(1) 事案の概要

2016 年 10 月、AT&T Inc. (「AT&T」) は Time Warner Inc. (「Time Warner」) を約 854 億ドルで買収する計画

³ なお、事前に競争法上の懸念があることが判明している場合、取引当事者が処分する事業・資産及び売却先を特定した上で競争当局と交渉を行うケースもあります。構造的問題解消措置が取られる多くのケースでは、当事者がクローリング前に売却先を見つけることが難しいため、クローリング後一定の期間までに競争当局が承認する売却先を見つけることを条件にクローリングを認めることが一般的です。

⁴ 例えば、垂直型企業結合では、合併当事会社が競合企業に対して特定の製品の販売を拒否したり不公正な取引条件で販売したりすることにより競合企業を市場から排除する又は新規参入を阻止するといった閉鎖効果が懸念されるところ、特定の懸念に対応した行動的問題解消措置を命じることで、合併当事会社が競争法上の懸念のある行為を行うことを防ぎつつ合併当事会社は合併による効率性を実現することができるかとされています。

を発表しました。これに対して、2017年11月、DOJは、クレイトン法第7条の違反を理由に、本買収の禁止を求めてコロンビア特別区連邦地方裁判所に提訴しました。

Time Warnerは、HBOやCNNなどの米国の主要TVネットワークを有しており、多数の人気TVプログラムを保有しています。Time Warnerは、これをAT&Tやその傘下のDirecTV（衛星放送会社）などの配信会社にライセンスし、ライセンスフィーを得ていました。DOJは、本買収により、AT&T/DirecTVの競合である他の配信会社に対して、Time Warnerの持つTVネットワーク及びTVプログラムのライセンスフィーを引き上げるインセンティブが生じ、競争制限的効果が生じるとしました。特に、DOJは、Time Warnerの持つTVネットワークやTVプログラムの人気が高く、配信会社にとってこれらのライセンスを取得することは視聴者獲得のために必須であり、強い交渉力を持っている（本買収後は、ライセンスフィーの引き上げに他の配信会社が同意しなかったとしてもTime WarnerはAT&T/DirecTVを通じて配信することが可能なので、交渉上より強い立場になる）ことを強調しました。

(2) 裁判所の判断

2018年6月12日、コロンビア特別区連邦地方裁判所は、DOJの主張を認めず、本買収はクレイトン法第7条に反しないとしました。裁判所は、Time Warnerが、これまでにライセンスフィーの引き上げに応じなければ人気TVネットワークやTVプログラムを配信会社に対してライセンスしないとされた実際の事例は殆どなく、ライセンス契約が成立しなければTime Warner側も多くの収入を失うことになるため、本買収によってもTime Warner側がより強い交渉力を有することになるとは認められませんでした。また、裁判所は、NetflixやAmazon Primeなどのインターネット配信サービスの台頭により、TV配信業界の競争は激化しており、本買収はむしろこのようなサービスに対抗するものとして、今後市場の競争を促進するものであったとしました。

(3) 垂直合併

従前、垂直合併は一定の競争促進効果があるものとして考えられており、上述のとおり、垂直合併における競争法上の懸念は行動的問題解消措置によって解消できるという考えが一般的で、DOJが取引実行の禁止を求めて提訴するケースは非常に稀でした。本買収にかかるDOJの提訴は、DOJが従来の方針を変更し、垂直合併に対しても競争法上の問題がないかを厳しく審査する姿勢を示すものといえます。

本判決ではDOJの主張は認められなかったものの、本判決は一連邦地方裁判所の裁判官の判断であり、他の連邦地方裁判所を拘束するものではなく、今後もDOJの姿勢に変更はないものと考えられます。なお、本判決後、AT&Tが、当面の間Time Warnerの人気ネットワークであるTurner Broadcasting部門を買収後の会社から分離して運営する旨を約束するレターをDOJに差し入れたことから、DOJは控訴するかどうかの決定を行う間、買収の一時停止を求めないことを決め、これを受けてAT&Tは本買収を完了しました。しかし、2018年7月12日、DOJは本判決について控訴を申し立てており、今後の控訴審の判断が待たれます。

おわりに

上記で述べたとおり、近年、米国の競争当局はM&A取引による競争制限効果について厳しく審査を行っており、HSR法上の届出義務のない取引、HSR法上の届出後の待機期間を経て既にクロージングを完了した取引や、従前はエンフォースメントがそれほど厳しくなかった垂直型の統合取引であっても競争当局の摘発を受ける可能性が高まっています。また、競争への悪影響の是正を確実にするため、構造的問題解消措置として、非競合事業を含む広範な事業・資産処分を要請される可能性があります。米国で事業を展開する当事会社同士のM&A取引においては、当該取引が競争に及ぼす影響を詳細に検討し、競争当局から命じられる可能性のある事業・資産処分の範囲について事前に検討しておくことが重要であるといえます。

2018年8月9日

[執筆者]



塚本 宏達 (弁護士・NY オフィス共同代表)

hironobu_tsukamoto@noandt.com

1998 年京都大学法学部卒業。2005 年 The University of Chicago Law School 卒業 (LL.M.)。2005 年～2007 年に Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレーオフィス) に勤務。2000 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2015 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 共同代表。ニューヨークを拠点として、日系依頼者が米国において事業活動を行うことに関連して生じる様々な問題について、紛争対応を含めて継続的に助言をしている。



大久保 涼 (弁護士・NY オフィス共同代表)

ryo_okubo@noandt.com

1999 年東京大学法学部卒業。2006 年 The University of Chicago Law School 卒業 (LL.M.)。2006 年～2008 年に Ropes & Gray LLP (ボストンおよびニューヨークオフィス) に勤務。2000 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所、2018 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 共同代表。ニューヨークを拠点として、主に日米間の M&A、ファイナンス取引その他の企業活動全般について、日本及び米国のクライアントに対して継続的に助言している。



辻本 麻佑子 (弁護士・アソシエイト)

mayuko_tsujimoto@noandt.com

2008 年京都大学法学部卒業。2016 年 Harvard Law School 卒業 (LL.M.)。2010 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2016 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。入所以来、M&A を中心とした案件に従事し、近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して企業法務全般にわたるリーガルサービスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

Carnegie Hall Tower, 152 West 57th Street, 37th Floor
New York, NY 10019-3310, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、400 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update の配信登録を希望される場合には、<<http://www.noandt.com/publications/newsletter/index.html>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<info-ny@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所から其他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。